

委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表

1-1 検討項目＜総論＞

	検討項目、内容	提案者	
1. 淀川水系の目標、理念	1-1 長期的な展望	アジア、日本における琵琶湖-淀川水系の位置づけと、それに対する委員や住民のアイデンティティ確立について	和田委員 (No9) 第5回淀川部会
		今後の人口減少を踏まえた流域の望ましいありかたのイメージ	原田委員 (No6)
		淀川の生物、歴史、風土の背景をもった「淀川スペシャル」の河川整備計画とするためにはどうすればよいか	第5回淀川部会
		100年、1000年先をみた河川と河川整備のありかた	原田委員 (No6)
		これまでの現状と(水環境・治水・利水・水質・生物多様性・人と水のかかわり)と将来像(2025年・2050年…)についての基本設計像を描く。	和田委員 (No9) 第5回淀川部会
		長期的な展望(例えば100年)を設定する必要性	河川管理者 (No12)
	1-2 川と人との関係	河川のあり方、河川とは、を再検討する(人間の生存や生物の共存、あるいは環境の維持といった「自然の摂理」持続を図りうる河川のあり方を考え直してみる)。	倉田委員 (No11)
		川は本来どうあるべきか。	紀平委員 (No3)
		人と川の理想的な関係とは	榊屋委員 (No7)
		「河川からの視点」と「人間からの視点」の兼ねあい ・従来からの「治水」、「利水」、「環境」のくりに対する疑問 ・水、土、生物(人間も含む)等によって構成される複合体としての河川系(生態系:エコシステム)という視点(河川の立場)をどのように位置付けるか ・例えば以下のような考え方のどれに沿って考えていくかは河川整備の基本的考え方として大きな課題である ①人間の利害に関係しない「河川からの視点」は考えない ②従来からの「人間からの視点」に「河川からの視点」も配慮する ③「河川からの視点」と「人間からの視点」を同等に位置付ける ④「河川からの視点」をまず基本にして、その上で「人間からの視点」を考える	河川管理者 (No12)
		川文化の衰退(川と人間との関係のドライ化による川文化の衰退・風物詩の衰退。川遊びと学習の場としての衰退)	河川管理者 (No12)
		2. 社会、流域全体の視点	2-1 地球環境
2-2 社会環境	河川の地方分権はどうなるのか。市町村合併による変化は?	川上委員 (No2)	
	法体系はどうなっているか、現状でよいのか。	榊屋委員 (No7)	
2-3 ライフスタイル	ライフスタイルの転換	川上委員 (No2)	
	ライフスタイルや物質循環についての将来像も考えておく必要がある	第5回淀川部会	
2-4 河川に対する意識	川に対する意識、関心、認知度 上流・下流の連携、意識の共有	川上委員 (No2)、田中(真)委員 (No4) 榊屋委員 (No7)、河川管理者 (No12)	
	自己責任についての議論	第5回淀川部会	
2-5 流域管理	氾濫原管理	川上委員 (No2)	
	林業衰退による森林管理不能状態	川上委員 (No2)	
	流域の土地利用のあり方の評価と見直し	川上委員 (No2)	
2-6 水循環、物質循環	水循環:山〜川〜海の連続性を考える	川上委員 (No2)	
3. 整備、計画の視点	3-1 整備、計画のあり方	多自然型→近自然型川づくりへの転換について	川上委員 (No2)
		河川工事を全部実施せずに、次の世代に残しておくことも考える必要がある	第5回淀川部会
		対策(ハードな工事からソフトな施策まで含めて)をどの程度まで具体的に明示するのか	河川管理者 (No12)
		持続可能な開発を実現するためのプログラムを検討したい	第5回淀川部会
		計画改訂、フォローアップの考え方(体制、時期) 順応的管理的手法(鷲谷先生の説明より)の適応等	河川管理者 (No12)
		計画全体事業費の設定の考え方 計画全体の費用効果分析の是非	河川管理者 (No12)
		優先順位設定の必要性	河川管理者 (No12)
		過去30年間(昭和39年河川法、46年工事実施基本計画)の反省の明示の必要性	河川管理者 (No12)
	フレーム外の取り扱い(直轄区間外、遠い将来等)	河川管理者 (No12)	
	3-2 事業のあり方	コストおよび効果の考え方 コスト削減の実現、コスト・パフォーマンス 考えられる施策の効果とコストの予測、その客観的評価、結果の公開	原田委員 (No6) 山本委員 (No8)
		管理主体のあり方(他省庁や府県との連携など)	榊屋委員 (No7)
	3-3 管理のあり方	適応(順応)管理の河川管理の仕組みへのとりこみ	原田委員 (No6)
		検討・計画・実施・評価のPDCAのサイクル	榊屋委員 (No7)
		河川管理施設の機能保全の為に維持管理コストの恒常的な増大、老朽化施設の更新等	河川管理者 (No12)
	3-4 連携、パートナーシップ	パートナーシップ・役割分担のあり方	川上委員 (No2)
		地域住民の方の参画について	原田委員 (No6)
		他省庁の計画・府県市町村計画との調整分担(法制的、経済的に)	倉田委員 (No11)
	3-5 情報共有、発信	省内他部局、府県や他省庁の管轄分野、他の計画等との関連・連携・調整	川上委員 (No2)
河川に関する情報公開・情報提供等のあり方		榊屋委員 (No7)	
4. 治水、利用、環境(境界・融合領域)	治水、利用、環境というくり方自体が問題であり、その辺りを整理しておくべき	環境と人間生活との関わりをどう考えるか	榊屋委員 (No7)
		堰と魚道の関係について ダム等による魚類等の移動の阻害	榊屋委員 (No7) 河川管理者 (No12)
		低水路や高水敷と生物の関係をどう考えるか	榊屋委員 (No7)
		水上バイクの利用(住民への迷惑、水質汚染、生物への影響等)	河川管理者 (No12)
		生態系保護と河川の多面的活用から見た今後の内水面漁業のあり方。	川上委員 (No2)
		ダムに関する議論(安全性、管理、環境復元、必要性、撤去など)	川上委員 (No2)、榊屋委員 (No7)、 渡辺委員 (No10)
		畿央地域に首都機能が移転する場合の水供給と環境への影響負荷について	第5回淀川部会

注(提出されたシートからのとりまとめについて):

・委員および河川管理者から提出頂いた内容を要約して掲載しております。ご意見の詳細な内容については、資料2-3を参照下さい。その際には、それぞれのお名前の後ろのNoを参考下さい。また、委員名のところに第5回淀川部会と記されているものについては部会速報(参考資料1)を参照ください。

1-2 検討項目〈各論〉

	検討項目、内容	提案者		
5. 治水	5-1 方向性、考え方	水害の許容範囲	川上委員 (No2)、第5回淀川部会	
		水系・流域の場所ごとに河川流量をどこまで考えればよいか	榊屋委員 (No7)	
		洪水の役割の評価	川上委員 (No2)	
		危機意識の低下 (淀川における甚大な被害の発生が少ない等)	河川管理者 (No12)	
		防災コストと被害とB/C 安心に払うコストの妥当性 (どれだけあれば妥当といえるのか)。	谷田委員 (No5) 山本委員 (No8)	
		総合治水、流域レベルでの防災	川上委員 (No2)、谷田委員 (No5)	
		狭窄部による上下流の治水問題	河川管理者 (No12)	
		淀川水系に特有の防災プラン (びわ湖がダムとして機能)	谷田委員 (No5)	
		気候変動に対する考え方	河川管理者 (No12)	
		留意すべき災害 (液状化現象、局所的集中豪雨など)	川上委員 (No2)	
	5-2 洪水	堤防について (整備方向、役割、利用など)	榊屋委員 (No7)	
		破堤の危険性 (越水、浸透、洗掘)	河川管理者 (No12)	
		実績降雨でさえも発生する溢水被害 (無堤地区等)	河川管理者 (No12)	
		氾濫域土地利用の高度化 (人口資産の集中)	河川管理者 (No12)	
		水害危険度を考慮しない土地利用 (低地への開発拡大、地下街等)	河川管理者 (No12)	
		山林、農地の保水機能評価	河川管理者 (No12)	
		ダム下流域の冠水 (日吉ダム下流)	河川管理者 (No12)	
	5-3 高潮	陸開操作の社会的コスト (国道、鉄道等の通行止めによる影響等)	河川管理者 (No12)	
	5-4 地震、津波	下流部耐震対策の未了区間の存在	河川管理者 (No12)	
		津波時の淀川大堰操作の必要性和避難体制の確立	河川管理者 (No12)	
	5-5 ソフト面での防災	今後の水防のあり方	榊屋委員 (No7)	
		水防団について (人員の確保、財政支援の仕組み、精神の継承、現代的な存続の可能性)	川上委員 (No2)、榊屋委員 (No7)	
		氾濫域減災対策の遅れ 地域防災計画等における破堤時対応の欠如	河川管理者 (No12)	
	6. 利用	6-1 方向性、考え方	水域利用・河川敷利用の今後のあり方。	有馬委員 (No1)、原田委員 (No6)、榊屋委員 (No7)、 山本委員 (No8)、河川管理者 (No12)
安定的水供給			川上委員 (No2)、河川管理者 (No12)	
6-2 河川空間利用 (水域、高水敷)		不法行為対策、河川敷、民有地での耕作等に対する今後の方針。草刈り後の処分方法	川上委員 (No2)、河川管理者 (No12)	
		不法建築物等の是正の遅れと既得権化	河川管理者 (No12)	
		ホームレスの増加	河川管理者 (No12)	
		河川敷利用者の増加とダム放流時の安全確保	河川管理者 (No12)	
		河川敷利用者のマナーの低下等	河川管理者 (No12)	
		遊泳場の消滅 (安心して泳げない)	河川管理者 (No12)	
		産業の衰退 (漁業の衰退、ヨシ採草の衰退、土砂採取の減)	河川管理者 (No12)	
		堤防を治水以外に利用する方法	榊屋委員 (No7)	
		ダム湖の多様な湖面利用を、水質管理のため制限する適切な貯水池管理の必要性	河川管理者 (No12)	
		ダム湖の活用 (水源地域のダム湖を活かした地域の活性化)	河川管理者 (No12)	
舟運の復活 (淀川の航路化の可能性、需要、必要性等の検討)		川上委員 (No2)、谷田委員 (No5)、河川管理者 (No12)		
6-3 水利用		国土交通省で計画している阪神疎水の問題	第5回淀川部会	
		恒常化する渇水被害	河川管理者 (No12)	
		水需要抑制策 (住民の節水) の欠如	河川管理者 (No12)	
		水道水の味覚に対する満足度の低さ (不味く、臭い水)	河川管理者 (No12)	
		水質の安全性 (微量有害物質、水質事故等)	河川管理者 (No12)	
		浄水処理の高コスト化	河川管理者 (No12)	
		農業形態変化に対応していない取水実態	河川管理者 (No12)	
7. 環境		7-1 方向性、考え方	都市河川「淀川」に求められる河川生態系の姿	有馬委員 (No1)
			河川の目立たない流れの拘束 (洪水時: 洪水エネルギーの集中と増大、平常時: 河床変動の安定化、汽水域の減少)	河川管理者 (No12)
			水、土砂、生物の縦断方向 (山～河川～海) の不連続	河川管理者 (No12)
			水域から陸域への横断方向不連続 (地形、水、土、植生、生物)	河川管理者 (No12)
	開放系から閉鎖系への変化 (河川と周辺環境間のやりとりの消滅、周辺湿地、田畑と河川との間の生物の行き交い、魚介類、ヨシ等の採取による河川から外部への物質移動 (漁獲量の減少、採草量の変化))		河川管理者 (No12)	
	景観の変化 (川と街、地域の一体的景観の消滅、単調化・淀み化、ダム湖の裸地等)		河川管理者 (No12)	
	橋や護岸などの芸術性にもこだわっていきたい。		第5回淀川部会	
	河川へのアプローチ (河川に背を向けた街づくり、河川へのアクセラートの不備等)		河川管理者 (No12)	
	7-2 生物、生態系	希少植物/普通の植物についての考え方 琵琶湖・淀川水系の生物的固有性 (地球史的背景も含む)	川上委員 (No2) 谷田委員 (No5)	
		生態系の変化 (既存種・固有種の減、外来種の増/ウェットな生態からドライな生態/魚の病気)	河川管理者 (No12)	
		外来種への対策について	川上委員 (No2)	
	7-3 水量、水質	化学物質の問題 (微量有害物質、発ガン物質、環境ホルモン物質、遺伝毒性～変異原性、ダイオキシン)	川上委員 (No2)	
		法規制や水質の基準について	川上委員 (No2)	
		水質汚濁 (自浄能力を超えた汚濁流入等)	河川管理者 (No12)	
		ダム等を含む上流部水質悪化	河川管理者 (No12)	
		渇水時の流量不足 (水質、生息環境への影響)	河川管理者 (No12)	
		選択取水設備のないダムでの冷水対策	河川管理者 (No12)	
	7-4 河川形状	淀川流水保全水路をどうするのか	川上委員 (No2)	
		河床が変化しない (転石)・淵・瀬が形成されない。	川上委員 (No2)	
		冠水しない高水敷・中流域の湛水化/河道容量増加のための河床拡幅・掘削による水面低下/氾濫原管理・ドライからウェットへ	川上委員 (No2)	
		土砂供給の減少 (生息環境、景観への影響)	河川管理者 (No12)	
		ダム堆砂対策 (将来の機能低下の懸念)	河川管理者 (No12)	
		住民のとらえ方 (流域人口1,100万人、給水人口1,600万人という膨大な人口数十回に亘る委員会及び部会の認知度並びに審議経過への認識度)	河川管理者 (No12)	
	委員や河川管理者以外の人々の意見を吸い上げる仕組みについて	第5回淀川部会 河川管理者		
8. 住民の意見聴取・反映方法				

2-1 提案、ご意見<総論>

		御意見、提案の内容	提案者
1. 淀川水系の目標、理念	1-1 長期的な展望	現状と将来像の基本設計像を描く際には、持続性がキーワードとなる。	和田委員 (No 9)
		琵琶湖・淀川水系は他の水系と異なる、古代からの固有の生物群をもっている。	第5回淀川部会
		雨が降ったときには被害が起きない程度に水が入ってくるような高水敷が存在する淀川	第5回淀川部会
		川は山から始まり最終的に海まで続いている。このようなことを踏まえて、川の位置づけをどう考えるかを基本に据えたい	第5回淀川部会
		源流域から河口まで魚が移動し、棲息できる河川整備計画とすべき	第5回淀川部会
		歴史や住民の思い入れがわかる形になっている川がいいと思う	第5回淀川部会
		理念や目標を明確にして、それらをベースに具体的な姿を描くとともに、その目標値が何なのかを検討することが大切である (第5回淀川部会)	第5回淀川部会
		現状を基準に考える 現状を基準に考えるだけでなく、「1000年というような長い時間スケールや」、「もし原始状態から開発するならばどうあるべきだったのか」という「理想」も考える ・原始の状態、本来のすがたについての理解、再現の努力、天ヶ瀬ダムの撤去、巨椋池の復活などの検討	原田委員 (資料2-3-2)
		人のため 生き物のため、自然のためという価値観の重視・拡大 ・アユがへったなら放流すればよい、といった考えの転換。	原田委員 (資料2-3-2)
		「人間の利害の視点」からの河川整備 「河川の視点」および「人間の利害の視点」からの河川整備	第5回淀川部会 河川管理者 (資料2-3-3)
「河川を拘束、制御する」 「河川に生かされる」	第5回淀川部会 河川管理者 (資料2-3-3)		
1-2 川と人との関係	魅力的な川 (生態系、景観、学習の場として)	川上委員 (No 2)	
2. 社会、流域全体の視点	2-1 地球環境		
	2-2 社会環境	人口増大・成長の前提での施策展開 人口減少の前提での施策展開 ・堤内地の大胆なゾーニング	原田委員 (資料2-3-2)
	2-3 ライフスタイル	私たち人間はどのような生活が欲しいのかということを議論した上で、ゴルフ場はいらない、ここは自然に帰す、などを考えると良い	第5回淀川部会
	2-4 河川に対する意識	上流・下流の連携、意識の共有	榎屋委員 (No 7)
	2-5 流域管理	川に学ぶ体験活動 総合的な学習・体験学習に活用 *子どもの心に原風景形成、原体験の場として河川を活用。 例) 子どもの水辺再発見プロジェクト・水辺の楽校	川上委員 (No 2)
	2-6 水循環、物質循環	水害防御林 (樹林帯) の育成・管理	川上委員 (No 2)
3. 整備、計画の視点	3-1 整備、計画のあり方	多自然型 近自然型川づくり (魅力ある川づくり、伝統的河川工法の見直しと活用、天然材料の使用)	川上委員 (No 2)
		「硬直的目標設定型計画」 「順応的フィードバック式計画」	第5回淀川部会 河川管理者 (資料2-3-3)
		意思決定に用いる情報はあたかも確実であるかのように考える。「順応管理」の考え方を導入し、不確実性があるという認識のもとで意思決定 ・施策の結果のモニターの重視と、モニター結果にもとづいてフレキシブルに施策を変えられる態勢 ・試験的に流量を増やしたり、ダム操作を変更して、その後の生態系の回復をモニターするような調査	原田委員 (資料2-3-2)
		行政中心の計画 市民とのパートナーシップの下で、計画のメニューをオープンにして、お互いの理解の上で、計画を詰めていくべきである ・環境問題を含めて、流域全体の自然環境に対する現状認識を官民とともに同じレベルの上で、個々の問題に対処すべきである	大手委員 (資料2-3-2)
		ハードウェア的施策の重視 ソフトウェア的施策の比重の増大 ・従来より広い範囲の施策の検討。ハードウェア的施策とソフトウェア的施策のオープンな比較 ・ダム計画の再検討。細かい利水調整による、流量回復の可能性の検討。利水の意義の再検討	原田委員 (資料2-3-2)
		改修は流域の途中からではなく、下流域から順に行うのが望ましい	渡辺委員 (No 10)
		ベースの理念・哲学はそのままに、各論部分や詳細については将来の再検討、改訂を妨げない方向に進まねばならない。後世にチェックを委ねるところは委ねて良い	山本委員 (No 8)
		河川法改正により国土交通省は水質保全に積極的に関わる必要がある。	川上委員 (No 2)
		土木工事と水防の関係が理解できる具体的な施策とする必要がある	第5回淀川部会
		3-2 事業のあり方	ハードからソフトへの移行
	ローコスト化		川上委員 (No 2)
	無駄をまったくなくすぎりぎりのコスト計算には不安を感じる。		山本委員 (No 8)
	河川事業というのは「触らない、保全する」ということ一つの大事な事業ではないか		第5回淀川部会
	何もしない勇氣というものを国土交通省には持ってほしい。それは立派な見識である		第5回淀川部会
	3-3 管理のあり方	「維持流量の問題」や、「水位変動に依存した生き物の保全のための水位 (流量) 管理」の問題においては、適応 (順応) 管理の考え方は重要	原田委員 (No 6)
		河川管理者は治水と利水の河川技術者。自然や生き物のことは専門家に頼る。河川管理者は、野生生物やその生息環境を含めて、河川を総合的に管理できる人 (組織) ・生き物や環境は公的財産でそれを守るのは、管理者の重要な仕事であるという国民的コンセンサスをつくる。「管理」の専門家を育てる	原田委員 (資料2-3-2)
		淀川水系全体を国立公園に指定することを提案したい	第5回淀川部会
	3-4 パートナーシップ	省内の連関 (特に農水・国交内部) 道路局 (道路、橋梁) との連携	川上委員 (No 2) 谷田委員 (No 5)
		多くの関係省庁が関わる必要がある	第5回淀川部会
		「総合化」という考えが重要であり、具体的には行政間の調整、連携ということになる	第5回淀川部会
		NPO とのパートナーシップ	川上委員 (No 2)
		既存のNPO組織ばかりでなく、意識のそう高くない住民にも参加、発言を促し、モチベーションを高める工夫が必要	山本委員 (No 8)
		今後、整備計画で、河川管理者と住民 (NPO含む) 等のパートナーシップの適切なありよう、意見調整をする機構を考えてはどうか。	山本委員 (No 8)
		地域住民・NPO・研究者・河川管理者の継続的交流・活動の推進のための「流域センター」の整備	川上委員 (No 2)
		NPO を開かれた川づくりに関係づけるための具体的なプログラムを考えるべきである	第5回淀川部会
		市民との対立関係のもとでの開発・調査 市民との協力関係のもとでの役割分担 (行政と市民の有意義な役割分担と協働。市民活動への補助・水防団の役割、市民による調査等を河川管理に位置づけ、補助)	原田委員 (資料2-3-2)
		河川のエキスパートである河川管理者の熱意や知識をもっと生かす仕組みがつかれないか	第5回淀川部会
住民意見の聴取を恒久的に行えるしくみをつくる		山本委員 (No 8)	
この流域委員会終了後も、いろいろな分野でこのような交流会が実施されるように活動したいと思う		第5回淀川部会	
3-5 情報共有、発信		河川に関わる住民組織 (水防-NPO、NGO、学校) のデータベースを作成する	谷田委員 (No 5)
4. 治水、利用、環境 (境界・融合領域)	環境を中心に考えていくことが大切である。環境重視の方向に思い切った舵をとらなければならない時期	紀平委員 (No 3) 山本委員 (No 8)	
	保全、回復をまず第一に考え、治水、利水に関する工事の際に「河はどうあるべきか」の論議を、役立ててもらいたい。利用についてはその次だと考える。	紀平委員 (No 3)	
	川のあり方を考える上では、生きものが棲める条件づくりが重要。生き物が棲める川の持続性を保証できる限りにおいて公園などの利用が許される	第5回淀川部会	
	自然のままの川は、安心という面で子供が自発的に親しめる環境ではないと思う	第5回淀川部会	
	ダムの上下を連続的につなぐ方法はないか	榎屋委員 (No 7)	

2-2 提案、ご意見<各論>

		御意見、提案の内容	提案者
5. 治水	5-1方向性、考え方	水害防御の限界を明確にする。	川上委員(No2)
		キャラクターの違い3つの水系の集まりが琵琶湖・淀川水系だとすると、単川に近い水域とは少し違って、治水上のメリットを持っている水系かもしれない。	第5回淀川部会
	5-2洪水	危険地域の建築規制・強制移住の検討	川上委員(No2)
		ハザードマップによる住民への啓発	川上委員(No2)
		河川監視の自動化	川上委員(No2)
	5-3高潮		
	5-4地震、津波		
5-5ソフト面での防災	水防を中心にした総合防災士という資格を与えるシステムをつくり、24時間対応できる体制を構築	第5回淀川部会	
6. 利用	6-1方向性、考え方	利水についても治水と同じレベルで中身を分析する必要がある	第5回淀川部会
	6-2河川空間利用(水域、高水敷)	堤外地も人のもの→堤外地は川のもの ・川の環境、野生生物維持と矛盾の小さい形での堤外地の利用	原田委員(資料2-3-2)
		川の恵みは権利をもつものもの→川の恵みは(生き物を含む)みんなのもの ・開発時の補償の見直し(過去も含め)。将来にわたって川の恵みを保証するようなありかたへの転換	原田委員(資料2-3-2)
		河川敷の利用について ○自然のまま放置するか、もしくは最小限の管理を行う地域を策定すべき ○自然公園の姿(五感で感じる川、川の自然性を感じることのできる公園、原風景形成・原体験の場、自然学習・体験学習の場) ○スポーツ施設は新たに作らない。広げない。徐々に減らす方向	川上委員(No2)
		不法占有、不法耕作、耕作物、不法係留などの排除。草刈り後の焼却の不可	川上委員(No2)
		農薬の規制・肥料流出防止	川上委員(No2)
		堤外地地所有者や不法工作者、日常的に居住する方々についても、河川の安全確保や人的被害のないよう、さらに話し合ってください。	山本委員(No8)
		6-3利水	節水の啓発
	渇水時の農業用水/工業用水との融通調整	川上委員(No2)	
7. 環境	7-1方向性、考え方	環境については、失われたもの、損なわれているものが想像以上に多大であった。	山本委員(No8)
		これ以上(種)を絶滅させてはならない。現在残っている琵琶湖・淀川水系の固有種をこれ以上一種も絶滅させないための調査と対策。	川上委員(No2)
		「環境には目標値がない」ということが一番問題ではないかと思う。	第5回淀川部会
		環境は一度破壊されるとなかなか原状回復できないので、事前に歯止めをすることが重要である。	第5回淀川部会
		川の生き物が安全に棲める川を復元したい	第5回淀川部会
		河川整備計画の「環境」という言葉を「自然」に変えてほしいと思っている(第5回淀川部会)	第5回淀川部会
		川の生き物が安心して増えていく川を残すためには、せめて昭和46年の淀川の基本計画が決定された時期の川には戻したい	第5回淀川部会
		河川環境を少しでも元に戻すべく努力する必要がある	第5回淀川部会
	7-2生物、生態系	自然環境モニタリング	川上委員(No2)
		自然の調査は事業を遂行するため→自然の調査は、河川全体を管理するため(事業に関係なく、河川をよりよく管理するための情報を常に収集する。事業の事後評価をする)。 ・長期に継続したモニタリングの拡大 ・漁業対象種もふくめ、より多くの生物種についての調査の充実と結果の蓄積	原田委員(資料2-3-2)
		外来生物の駆除	川上委員(No2)
		淀川水系上流域までの魚(アユ)の天然溯上をよみがえらせる、 ・魚ののぼりやすい川づくり(魚道の設置) ・既存の溯上困難、溯上不可能なものの改修も含めた魚道の整備	渡辺委員(No10) 川上委員(No2)
		井堰の統合を推進し、新しい井堰に有効な魚道を設置	川上委員(No2)
		魚道は魚が遡るだけでなく、魚が下降(流下)できるようなものであってほしい。	渡辺委員(No10)
7-3水量、水質	上下流住民・行政の連携システム構築による総合的水質改善策が必要	川上委員(No2)	
	ダムの水質改善	川上委員(No2)	
	合理的な下水道政策が必要～はやい・安い・きれい・住民合意	川上委員(No2)	
7-4河川形状			
8. 住民の意見聴取・反映方法	幅広い意見をくみ上げる努力が必要である	第5回淀川部会	
9. 委員会、部会における検討の進め方	9-1方法	科学的な情報の共有と情報のスクリーニング	谷田委員(No5)
		河川整備計画を立てるに当たって留意すべき事項を洗い出し、必要性を検討した上でウェットをつけ、受け止めるべきことをどこまで取り入れていけるか点検する。	倉田委員(No11)
		現状の把握→問題点の抽出→課題の設定→対策の検討	川上委員(No2)
		部会内にワーキンググループを作る。	和田委員(No9)
		部会ではいろいろなキーワードが出てくるのでグロサリーを作れば委員だけでなく、他の人々にも便利。	谷田委員(No5)
		会議は十分時間をとって、土日でもよいので5～6時間は欲しい	紀平委員(No3)
		本委員会・部会でいま何が話し合われているか、広報は充分か。今後スポットで気軽に住民意見を汲み上げる公聴会の開催が必要。	山本委員(No8)
		時間レベルを踏まえて問題を設定し、選択していかなければならない。非常に長い時間の単位で影響が出てくるものほど早く検討しなければならない	第5回淀川部会
	9-2視点、考え方	検討においては、「(来年度までに求められている)河川整備計画策定について」と「(今後もずっと継続する)、具体的な河川管理に関する意思決定」については、区別したほうがよい。	原田委員(No6)
		対策の検討は以下の視点で行う ・ハード、ソフト・重要度・優先度・緊急性・効果と評価 短期/長期的効果と評価 ・コスト・社会的合意・社会的影響:プラス/マイナス・維持管理・パートナーシップ	川上委員(No2)
		利用や環境改善を考えるとき、「現状をベースになにができるか」という視点に最終的にはたどるをえないのだが、「原始の自然があってそれを開発(利用)するとしたら、どこまでが許されるか、どういふふうの開発・利用するか」という逆の視点から考えてみる必要がある。	原田委員(No6)
	少しでも報道関係者に参加してもらい、一人でも二人でも住民の声をくみ上げられるような場づくりをしていくことが大切だと思う	第5回淀川部会	

### 3 要把握項目、内容

		把握すべき項目、内容	提案者	
1.	淀川水系の目標、理念	人と川のかかわりはどう変わってきたか。	榊屋委員(No7)	
2.	社会、流域の視点	河川整備のコストの点検	倉田委員(No11)	
		地方自治体と河川管理者の関係(予算関係も含む)	谷田委員(No5)	
5.	治水	5-2洪水	管理者による治水安全度の基準設定	谷田委員(No5)
			雨と河川流量の関係	榊屋委員(No7)
			雨量の時間推移と河川流量変化との関係、水系・流域でのパターンの違い	榊屋委員(No7)
			河川構造物、堤防、河川流量の時間推移と越水・破堤・洗掘・浸透との関係	榊屋委員(No7)
6.	利用	6-3水利用	上水、工業用水、農業用水、雑用水が上流から下流までどう変化しているか	榊屋委員(No7)
			取水・放水と河川流量との関係	榊屋委員(No7)
			取水・放水を考慮した水のフロー	榊屋委員(No7)
			渇水期の状況	榊屋委員(No7)
7.	環境	7-2生物、生態系	生息環境・近年の環境の変化	川上委員(No2)
			生物の変遷(琵琶湖の生物と淀川水系の生物の関係、琵琶湖・淀川水系の生物の特殊性認識・配慮)	川上委員(No2)
			動物・植物などの生物環境の変遷、種と数、希少種	榊屋委員(No7)
		7-3水量、水質	水質の変遷、棲息生物から見た水質	榊屋委員(No7)